

## 【イギリス】 政党及び選挙法の成立

海外立法情報調査室・河島 太郎

\* 2009年政党及び選挙法(同年法律第12号)が、法案提出以来一年余りの審議期間を経て、昨2009年7月21日、成立した。同法では、従来の選挙関係法の選挙管理、政党資金、選挙費用並びに選挙委員会の組織及び権限に関する規定等が改正されている。

### 2009年政党及び選挙法の目的

この法律(以下「法」という)の目的は、2000年政党、選挙及び国民投票法(以下「2000年法」という)で導入された政党の規制方法や選挙人名簿の登録方法を進展させること等であり、主に次の4点が挙げられる。

- ・選挙委員会の政党資金及び選挙費用に対する規制的役割を強化すること。
- ・「立候補前」の段階における候補者の支出を規制すること。
- ・政党その他の団体に対する寄付の透明性を改善する措置を講じること。
- ・選挙人名簿の個人登録の段階的な実施を図り、選挙人は追加の身元確認情報を2010年から2015年までは任意に、2015年以降は義務的に提出するものとする。

### 2009年法の概要

#### 1. 選挙委員会の組織及び権限

下院議員が2人以上所属する政党の党首の指名する委員4人を加えて委員を9~10人とした(法第4条~第6条)。直近10年間に政治活動歴のある者の就職制限は、委員及び事務局長については5年間に、職員については1年間に緩和した(法第7条)。

選挙委員会は、政党資金及び選挙費用に関する法違反について広範囲の捜査権限を有し、制裁金、法令遵守通告等の民事制裁を科すことができる(法第2条・第3条)。

#### 2. 政党資金及び選挙費用

人格のない社団で25,000ポンド超の政治的寄付又は貸付をしたものは、その前年~次年に社団が得た贈与について選挙委員会に四半期ごとに報告する義務を負う(法第19条)。政治的寄付でないものとみなされる寄付の上限額を200ポンドから500ポンドに引き上げつつ、報告義務を負う寄付の額も登録政党の本部への寄付は5,000ポンド超から7,500ポンド超、支部への寄付は1,000ポンド超から1,500ポンド超に引き上げた(法第20条。2000年法第52条第2項b号・第62条第4項a号及びb号並びに第11項b号等)。本部、支部を問わず登録政党に7,500ポンド超の寄付等をする者には、その資金源が真に本人である旨の確認書の添付が義務付けられた(法第9条)。

公選による公職にある者は、その收受した寄付又は貸付に関する規制を遵守する責任を分担する法令遵守担当官を任命することができることとされた(法第15条)。

1983年国民代表法(以下「1983年法」という)に規定を追加して、国会が最初の開会后55月を超えて存続した場合には、解散までの間の候補者の支出に「立候補前」

支出限度額を設け、最初の開会后 60 月目の選挙で 25,000 ポンドに、県選挙区では選挙人名簿登録者 1 人当たり 7 ペンスを、都市選挙区では選挙人名簿登録者 1 人当たり 5 ペンスを加えた額とした。ただし、解散までの国会存続期間が 56 月～60 月の間、この支出限度額は、解散の時期に応じて 60%～100%を乗じた額となる（法第 21 条）。ちなみに、国会の任期は 5 年（60 月）である。

### 3. 選挙管理

2010 年から 2015 年までの間、選挙人名簿の登録の申請者に任意に追加の身元確認情報を提出させてその登録を実施する（法第 30 条）。選挙委員会は、2014 年 7 月 31 日までに年次報告書で身元確認情報の提出の義務化について勧告する（法第 32 条第 4 項 b 号）。委員会が義務化を勧告して各議院がこれを承認した場合には、2015 年以降、選挙人は、義務的に身元確認情報を提供する（同条第 6 項 b 号、法第 33 条。なお、同条は、すでに身元確認情報の義務的な提供を規定する 2002 年選挙違反対策（北アイルランド）法第 1 条の規定をイギリス全国に拡大適用する規定である）。

7 月 1 日～12 月 1 日の年次選挙人調査期間に選挙が実施される場合には、選挙人登録官が、当該選挙で用いられる選挙人名簿に、その選挙の登録期限前に受理した年次選挙人調査用紙に記載された氏名をすべて選挙人名簿に登録することができることとされた（法第 23 条）。これにより、選挙は、できる限り最新の選挙人名簿を用いて実施されることとなった。

2006 年選挙管理法により国務大臣の策定した CORE (Co-ordinated On-line Record of Electors)計画について、制度が整備された。この計画は、計画区域内における選挙人名簿とその関連情報をオンラインで集中管理された記録に統合するものである。法は、国務大臣が、命令により、CORE 計画を運営する CORE 管理者として指定する目的で、一人法人及びこれに助言と支援を提供する勧告委員会を設置することができることとした（法第 28 条）。これにより、その法人の所掌事務、組織、説明責任、資金調達やデータ共有、セキュリティ方針等に関する事項について勧告委員会への諮問が必要となる可能性があるとして想定されている。

### 4. その他

従来、投票用紙、候補者届出用紙等の公表される選挙関係文書には下院議員候補者の自宅住所の記載が必要とされてきたが、1983 年法附則 1 の下院議員選挙規則を改正して、当該候補者は、自宅住所を公表しないように求めることができるものとした（法第 24 条）。2002 年欧州議会選挙法第 2 条を改正して、欧州議会北アイルランド選出議員の欠員が生じた場合について、補欠選挙を実施しないで、当該議員の所属政党の役員が指名する者をもって当該欠員を補充することができるとする規則の制定権を国務大臣に付与した（法第 26 条）。

#### 主な参考文献

- ・岡久慶「【イギリス】政党及び選挙法案」『外国の立法』237-1 号, 2008.10, pp. 6-7.
- ・Electoral Commission, Factsheet – Political Parties and Elections Act 2009, Nov. 2009.